

各保険医療機関

各訪問看護ステーション

各助産所

様

北海道国民健康保険団体連合会

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に係る申請について

平素より、本会の審査支払業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 7 月 14 日付け厚生労働省医政局医療経理室医療経営支援課発出の事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）のうち、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の実施について」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）のうち、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の実施について」により、下記 1. の事業にかかる申請につきましては、一部を除き、北海道より申請等業務を本会が受託することとなりましたので、国保連合会へ「申請書」を提出することとなっております。

つきましては、下記の内容をご確認のうえ、「申請書」を本会へ提出していただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 本会に申請書を提出する該当事業

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業
- (2) 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

2. 申請書の提出先

北海道国民健康保険団体連合会

〒060-0062 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館

「審査部審査管理課管理係宛て」

3. 医療機関等の申請書及びマニュアルのダウンロード

・北海道庁ホームページアドレス

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kfk.htm>)

※北海道からの委託に基づき北海道国保連合会が支給する慰労金及び支援金等の手続きに当たっては、北海道が作成する「支給要領」及び「マニュアル」を必ず確認してください。

この支給要領及びマニュアルについては、道庁ホームページに掲載します。

※道庁ホームページの TOP ページ中段にある「注目情報」に「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について」が掲載しています。

・本会ホームページ

医療機関等のみなさま⇒新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業
(<https://www.hokkaido-kokuhoren.or.jp>)

※7月下旬掲載予定

4. 問い合わせ先

(1) 制度内容の問い合わせ

厚生労働省医政局

新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター

電話番号：03-3595-3317

受付時間：平日 9 時 30 分～18 時 00 分

(2) オンライン請求システム及びWEB 申請受付システムによる申請方法の問い合わせ

国保中央会ヘルプデスク

7月下旬開設予定

(3) 申請内容の問い合わせ

北海道国民健康保険団体連合会

新型コロナ緊急包括支援交付金に関する問い合わせ窓口

7月下旬開設予定（開通次第、本会ホームページに掲載予定）

(問い合わせ先)

北海道国民健康保険団体連合会

審査部審査管理課管理係

TEL：011-231-5161（代表）

【 別 紙 】

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業及び医療機関・薬局等における
感染拡大防止等支援事業の申請等にかかる留意事項について

1. 申請書の提出方法及び受付期間について

北海道庁ホームページ掲載のマニュアルに記載のとおり、以下の方法により、本会へ提出願います。

- ① オンライン請求システム（毎月 15 日～末日）（初回申請：7 月 20 日～7 月 31 日）
- ② WEB 申請受付システム（毎月 15 日～末日）（初回申請：7 月 25 日～7 月 31 日）
- ③ 電子媒体（毎月 1 日～末日）（初回申請：7 月 20 日～7 月 31 日）**※原則郵送**

ア. 極力 CD-R にて提出願います。

イ. 申請書のファイルと診療報酬明細書等の請求ファイルを、必ず別々の電子媒体（CD-R）で提出願います。

ウ. 電子媒体に、油性マジック等で、慰労金については「医療従事者慰労金交付事業」、支援金については「医療・感染拡大防止等支援事業」と記載した上で、「医療機関等コード」と「医療機関名」を記載願います。

- ④ 紙（電子媒体による提出が困難な場合）**※原則郵送**
（毎月 1 日～末日）（初回申請：7 月 20 日～7 月 31 日）

2. 申請書の内容について

本会へ提出された申請書について、不備等がありましたら、本会より確認のご連絡をさせていただく場合があります。

3. 医療機関等への支払について

（1）申請された月の翌月末を目途にお支払いします。

※申請書の不備等、または振込に際して、医療機関等への口座情報の確認が必要となった場合は、支払が遅れる場合があります。

（2）医療機関等から提出された「診療（調剤）報酬請求及び受領に関する届」に記載された、本会に登録されている口座情報を基に慰労金及び感染拡大防止等支援金を振込みます。

（3）債権譲渡医療機関等においては、本会に登録されている口座情報以外の別の口座情報が申請書に記載されている場合は、申請書に記載の口座に振込みます。

債権譲渡医療機関等においては、申請書に、別に口座情報が記載されていない場合は、本会に登録されている口座に振込みます。

4. 本会に登録されている振込先口座情報を変更する場合について

現在、本会に登録されている口座情報を変更をする場合は、「診療（調剤）報酬請求及び受領に関する届」の提出など、所定の手続きが必要となりますので、本会へ事前にご連絡願います。

※連絡先：総務部財務課会計係 内線 1421～1423